

安平町立早来中学校再建事業基本計画（案）に対する パブリックコメント募集要領

安平町立早来中学校再建事業基本計画（案）に対するパブリックコメントの募集手続きについて、以下のとおりといたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町立早来中学校再建事業基本計画(案)

2. 公表する資料

- ①安平町立早来中学校再建事業基本計画(案)
- ②安平町立早来中学校再建事業調査資料

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町ホームページに掲載しています。
- ②安平町ホームページをご覧になれない方については、窓口閲覧や郵送も可能です。
【閲覧場所・郵送連絡先】安平町役場総合庁舎教育委員会事務局学校教育グループ
安平町早来大町95番地 電話：0145-29-7036

4. 意見の提出方法及び場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

- ① 持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎（早来） 教育委員会事務局学校教育グループ
 - ・総合支所（追分） 住民サービス課住民サービスグループ
- ② 郵送：安平町役場総合庁舎教育委員会事務局学校教育グループへ郵送ください。
- ③ ファクシミリ：総合庁舎FAX：0145-29-7030（教育委員会）
- ④ 電子メール：教育委員会事務局学校教育グループ：gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和元年8月9日（金）～令和元年8月29日（木）17時15分まで

- ① 持参の場合：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分
- ② 郵送の場合：8月29日（木）付けの消印まで有効
- ③ ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）
ただし、募集期間の締切日（8/29）は、17時15分までとなります。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、安平町ホームページ及び安平町役場総合庁舎教育委員会事務局学校教育グループにおいて公表します。（町広報紙での公表は、紙面の都合上、要約等により掲載となる場合があります。）

8. その他

- ①ご意見等については、詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先（担当課）

〒059-1595安平町早来大町95番地

安平町役場（総合庁舎）教育委員会事務局学校教育グループ

電話：0145-29-7036 FAX：0145-29-7030

E-mail：gk-kyouiku@town.abira.lg.jp